

兵庫県公立大学法人クロスアポイントメント制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程（平成25年法人規程第25号。以下「就業規程」という。）第14条の2に基づき、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）における教育、研究及び産学連携活動の推進を図るため、クロスアポイントメント制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 就業規程の適用を受ける教員（就業規程第2条に規定する教員をいう。以下「教員」という。）が、法人の教員の身分を保有したまま法人以外の機関（以下「他機関」という。）の職員として雇用され、法人及び当該他機関の業務を行うこと（ただし、就業規程第34条に規定する兼業によるものを除く。）。
- (2) 他機関の職員の身分を有する者が、当該他機関の身分を保有したまま法人の教員として雇用され、当該他機関及び法人の業務を行うこと。

(制度の適用)

第3条 理事長は、クロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、他機関の長と協定書を締結しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による協定書を締結する場合には、協定の内容について、クロスアポイントメント制度を適用する教員の同意を得るものとする。
- 3 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 法人の教育、研究及び産学連携活動の推進に寄与すること。
 - (2) 法人の利益に相反しないこと。
 - (3) 法人の教員としての倫理が保持されること。
 - (4) 法人の教員としての職務遂行に著しい支障がないこと。
 - (5) その他法人の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障がないこと。

(手続き)

第4条 第2条第1号の規定により自らがクロスアポイントメント制度の適用を受ける教員及び同条第2号の規定により他機関の職員等についてクロスアポイントメント制度の

適用を希望する教員は、兵庫県公立大学法人組織規程（平成 25 年法人規程第 1 号。以下「組織規程」という。）第 4 条から第 8 条第 1 項までに規定する組織の長（以下「学部長等」という。）に申し出るものとする。

- 2 学部長等は、前項に規定する申し出があったときは、クロスアポイントメント制度を適用する必要があると認める場合に限り、兵庫県立大学教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する教授会又は同条第 2 項に規定する教授会に代えて置かれる委員会の意見を聴いた上で、学長に内申するものとする。
- 3 学長は、前項に規定する内申があったときは、組織規程第 8 条の 3 に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）の審議を経た上でクロスアポイントメント制度を適用する必要があると認める場合に限り、理事長に申し出るものとする。
- 4 理事長は、前項に規定する学長の申出に基づき、クロスアポイントメント制度の適用の可否を決定するものとする。

（適用期間）

第 5 条 クロスアポイントメントの適用期間は、1 月以上 3 年を超えない範囲とする。ただし、兵庫県公立大学法人教員の任期に関する規程（平成 25 年法人規程第 31 号）第 2 条に定めるところにより任期を付して雇用する教員については、当該任期を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、前項に定める期間以外の期間とすることができる。

（制度適用期間中の所定勤務時間及び給与等の取扱い）

第 6 条 クロスアポイントメント制度を適用する教員（以下「本制度適用教員」という。）の所定勤務時間の取扱いについては、兵庫県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成 25 年法人規程第 42 号。以下「勤務時間等規程」という。）の規定にかかわらず、法人と他機関との協議により決定する。

- 2 前項の規定による協議により決定された所定勤務時間と勤務時間等規程に定める所定勤務時間との差に相当する時間についての給与は支給しない。
- 3 本制度適用教員の給与の取扱いについては、兵庫県公立大学法人教職員給与規程（平成 25 年法人規程第 46 号）の規定にかかわらず、法人又は他機関のいずれか（以下この項において「支払機関」という。）を通じて一括支給することを原則とする。この場合において、他方の機関は、支払機関に対して給与負担金（当該機関が支給すべき給与相当額（雇用に関して付随するものを含む。以下同じ。）を指す。）を支払うものとする。
- 4 法人が支払機関となる場合において、当該支給額がクロスアポイントメント制度の適用がない場合における給与相当額を下回るときは、クロスアポイントメント制度の適用期間中、法人は本制度適用教員に対し、必要な補填を行うなどの措置を講ずることがある。

5 クロスアポイントメント制度の適用期間は、法人が支給する退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。ただし、他機関から退職手当（退職手当に相当する手当を含む。）が支給される者については、当該退職手当の額を控除するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の就業に関し必要な事項は、法人と他機関との協議により決定する。

期間中、法人は本制度適用教員に対し、必要な補填を行うなどの措置を講ずることがある。

5 クロスアポイントメント制度の適用期間は、法人が支給する退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。ただし、他機関から退職手当（退職手当に相当する手当を含む。）が支給される者については、当該退職手当の額を控除するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の就業に関し必要な事項は、法人と他機関との協議により決定する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。